

中国における日本の地名等に関する商標登録出願の状況について

日本貿易振興機構
北京事務所

中国において出願あるいは登録されていない外国の商標について、無関係の第三者が先に商標出願、登録する事例（いわゆる「冒認出願」）が数多く発生しています。

中国商標法では、中国において公知な外国地名は登録できない（第10条第2項）とするとともに、不正な手段によって他人がすでに使用しかつ一定の影響力を有する商標を先駆けて登録してはならない（第32条）としています。そして、公告・登録された商標に対しては、異議申立や取消、無効の申立により対抗できることとなっています。

さらに、第三次商標法改正（2014年5月1日施行）では、業務提携又は他の関係によって、他人の商標が先に使用されていることを明らかに知った上での出願に対し、当該未登録商標の使用の異議申立により拒絶する規定（第15条第2項）を設けるなど、中国政府も冒認出願への対策を強化しているところです。

今般、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所では、特許庁からの委託を受け、日本の地名・地域ブランドの中国における商標出願・登録の状況の調査を行い、その結果を取りまとめました（別紙1）。結果の内容には、日本の都道府県名、政令指定都市名及び地域団体商標の関係者、商標権者による出願等も含まれていることから、すべてが冒認出願であるとは限らない点にご留意ください。

なお、ジェトロ北京事務所では商標の冒認出願に対する支援として、相談窓口を設置しているほか、冒認出願の防止、対策のためのマニュアル類を提供しておりますので、ご活用ください（別紙2）。

中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果（2015年度）

1. 目的

日本の都道府県名・政令指定都市名及び地域団体商標について、中国における商標出願・登録状況を把握する。

2. 調査内容

中国国家工商行政管理総局商標局の「中国商標網」（中国商标网）における商標総合検索機能（商标综合查询）を使用し、2015年2月に調査を実施した。

（1）調査方法

①都道府県名・政令指定都市名

- 商標名称（商标名称）の項目に各都道府県名・政令指定都市名を簡体字により検索（例：「長」→「长」，「岡」→「冈」，「広」→「广」）。また、名称中、「都」、「府」及び「県」は除外した（例：「東京都」→「東京」（东京））。
- 入力した名称と同一の名称を検索。

②地域団体商標

- 検索対象商標は日本特許庁ウェブサイトに掲載された地域団体商標（2015年11月30日時点）とし、当該商標を簡体字で検索。
- 入力した用語を含む名称を検索。

（2）調査の対象

①異議申立中、取消審判中の案件は未登録として取り扱った。

②都道府県及び政令指定都市の漢字名称だけで構成される文字商標（図形など文字以外の構成要素を用いた商標を除く。）であって、ピンイン・ローマ字・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を調査の対象とした。

③地域団体商標については、原則、その構成要素と同一のもの（文字商標）を対象として調査したが、対象・対象外については次のとおりとした。

＜調査対象としたもの＞

- ピンイン・ローマ字・平仮名の読みを付記しているもの。
- 地域団体商標を構成する漢字については簡体字で検索し、地域団体商標と同一（漢字）あるいは繁体字のものは対象とした。
（例：「焼」→「烧」，「瀬」→「濑」，「鉄」→「铁」・「鐵」）

＜調査対象外としたもの＞

- 図形など文字以外の構成要素を含む商標

- 他の文字と一体的に組み表された商標
- 平仮名や片仮名文字を含む地域団体商標において、当該平仮名文字等を簡体字等に変換した商標
(例：「みそ」→「味噌」)
- 地域団体商標を構成する文字または記号の一部を省略した商標
(例：「〇〇の××」→「〇〇××」, (「〇〇・××」→「〇〇××」)

3. 調査結果

既に拒絶・無効となった商標出願を除き、34 の都道府県名（前回調査時：31）及び6 の政令指定都市名（前回調査時：5）について、ほぼ同一の商標出願が確認された。なお、日本においては都道府県名等の地名であっても、中国においてはそれと異なる意味を有する文字として理解されている場合がある。

(1) 都道府県名

①商標出願されている都道府県名（商標登録されているものも含む）

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、京都、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎

※下線は、新たに商標出願が確認されたものを表す。

②商標登録されている都道府県名

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、千葉、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、京都、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎

③今回の調査で新たに初審公告・登録された商標出願がある都道府県名

青森、岩手、秋田、山形、千葉、埼玉、石川、福井、三重、京都、岡山、山口

④今回の調査で新たに拒絶・無効とされた商標出願がある都道府県名

青森、福島、千葉、東京、長野、静岡、京都、山口、熊本

(2) 政令指定都市名

①商標出願されている政令指定都市名（商標登録されているものも含む）

川崎、横浜、浜松、堺、神戸、北九州

※下線は、新たに商標出願が確認されたものを表す。

②商標登録されている政令指定都市名

川崎、浜松、堺、北九州

③今回の調査で新たに初審公告・登録された商標出願がある政令指定都市名

川崎

④ 今回の調査で新たに拒絶・無効とされた商標出願がある政令指定都市名

川崎、神戸

(3) 地域団体商標

中国等外国企業・個人による地域団体商標の出願は計 19 商標あり、そのうち 13 商標がいずれかの商品またはサービス分野において商標登録されている。地域団体商標の権利者が関与した商標は 20 商標であり、そのうち 12 商標がいずれかの商品またはサービス分野において商標登録されている。

① 中国等外国企業・個人による出願

「大雪旭岳源水」(32 類：2015 年 2 月登録)

「南部鉄器」(8 類：拒絶、11 類：2015 年 5 月登録、21 類 (3 件)：2010 年 2 月登録、2015 年 2 月審査中、2015 年 12 月登録、35 類：2012 年 12 月登録)

「米沢織」(24 類：拒絶)

「高岡銅器」(21 類：2011 年 6 月登録)

「九谷焼」(8 類：2014 年 8 月登録、21 類：2003 年 1 月登録、30 類：2008 年 12 月登録、43 類：2014 年 2 月登録)

「美濃焼」(21 類：2007 年 4 月登録)

「熱海温泉」(3 類：2011 年 12 月登録)

「常滑焼」(21 類：2011 年 2 月登録、35 類：2011 年 3 月登録)

「伊賀焼」(21 類：拒絶)

「京扇子」(16 類：2014 年 1 月登録、20 類：2015 年 8 月登録、35 類：2014 年 1 月登録)

「信楽焼」(21 類：2012 年 3 月登録)

「備前焼」(21 類：2015 年 2 月登録)

「上野焼」(29 類：2009 年 6 月登録)

「八女茶」(30 類：2011 年 7 月登録)

「唐津焼」(21 類：2011 年 9 月登録)

「宮崎牛」(29 類：拒絶)

「松阪肉」(29 類・43 類：拒絶)

「松坂牛」(29 類・43 類：拒絶)

「京菓子」(30 類：査定不服審判中)

② 日本企業・個人による出願

「嶽きみ」個人による出願 (31 類・40 類：2010 年 9 月登録)

「米沢牛」日本企業による出願 (29 類：拒絶)

「江戸小紋」日本企業による出願 (3 類：1995 年 11 月登録)

「加茂桐箆笥」日本の団体による出願（20類：2009年10月登録）
「輪島塗」日本企業による出願4件（16類：2012年11月登録、20類：2010年11月登録、21類：2011年1月登録、35類：2010年12月登録）
「伊賀焼」日本企業による出願（21類：拒絶）
「北山杉」日本の団体による出願（19類：2011年4月登録）
「播州針」日本企業による出願（28類：2010年9月登録）
「下関ふく」日本企業による出願（29類・31類：拒絶）
「大島石」日本企業による出願（19類：2011年10月登録）
「小城羊羹」日本企業による出願（30類：拒絶）
「知覧茶」日本企業による出願（30類：2010年1月登録）
「大野醤油」日本の企業による出願（30類：2011年2月拒絶）

③ 権利者が関与した出願

「十勝川西長いも」（31類：2014年8月登録（2件））
「南部鉄器」（21類：2015年12月登録）
「南部鉄器」（21類：審査中）
「高岡銅器」（6類：2011年7月登録、21類：2011年4月登録）
「市田柿」（29類：拒絶）
「関の刃物」（8類：2010年3月登録）
◆「関の刃物」（8類：拒絶）
「常滑焼」（11類：2011年4月登録、21類：拒絶）
「瀬戸焼」（19類・20類・21類：拒絶）
◆「瀬戸焼」（19類：審査中、20類・21類：査定不服審判中）
「高島ちぢみ」（24類：拒絶）
「高島ちぢみ」（25類：査定不服審判中）
「京石工芸品」（19類：2013年8月登録）
「北山丸太」（19類：2011年4月登録）
「京扇子」（20類：拒絶）
「京うちわ」（20類：拒絶）
「京石塔」（19類：2013年8月登録）
「京焼・清水焼」（21類：2013年7月登録）
「豊岡鞆」（18類：2010年12月登録）
「高山茶釜」（21類：拒絶）
「庵治石」（19類：拒絶）
「庵治石」（19類：査定不服審判中）
「日田梨」（31類：2012年4月登録）
「本場奄美大島紬」（24類：1989年11月登録）

「枕崎鯉節」(29類：2011年10月登録)

◆「琉球泡盛」(33類：査定不服審判中)

※「◆」は中国の団体商標として出願されたものを表す。

商標の冒認出願に対する支援について

1. 冒認商標問題相談窓口

ジェトロ北京事務所では冒認商標に関する相談窓口を設置し、商標調査、電話及びメールによる個別の相談に対応しております。

ジェトロ北京事務所「冒認商標問題相談窓口」

担当：本間、水落、赤澤

電話：+86-10-6528-2781 Email：PCB-IP@jetro.go.jp

2. 各種対策マニュアル

(1) 中国商標権冒認出願対策マニュアル

冒認出願を防止するための事前・事後にとり得る対策及び手続きの流れに加え、実際の紛争事例等を紹介しています。

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009061047400485.pdf

(2) 冒認出願対策リーフレット

中国の商標制度の概要、商標検索の方法、第三者が商標出願又は商標登録したことを発見した場合の法的対抗措置について簡潔に紹介しています。

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/20080604000002.pdf

(3) 商標検索マニュアル

中国国家工商行政管理総局商標局が提供するデータベース「中国商標網」での商標の検索方法を紹介しています。

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/201408221323002.pdf